

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、社会福祉法施行規則第2条の25第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

社会福祉法人新里紫桐会

理事長 根 木 整 藏